

【ご存知ですか】 新しく非営利法人等に関する制度が スタートしています

Q1 新制度がスタートした、その背景は？

A1 諸々の問題点がクローズアップされてきたのです

社団法人や財団法人といった公益法人制度の歴史は古く、1世紀以上も前の明治29年(1896)の民法制定とともに始まり、民間・非営利の法人として社会活動の中で大きな役割を果たしてきました。これらの公益法人はこれまで主務官庁の許可を得て設立され、各種税制上の措置等を受けながら様々な活動を行ってきましたが、社会のダイナミックなうねりの中で、主務官庁の許可に関する裁量権の不明瞭性等の問題点がクローズアップされ、制度改革への流れが動き始めました。

平成15年から「公益法人制度改革に関する有識者会議」での議論を経て、平成19年5月に関連3法案が成立し、6月に公布されました。20年4月には公益法人認定ガイドラインも決定され、新制度は20年12月に施行されたのです。

Q2 この法律のポイントは？

A2 認定の判断基準を明確に設けて、非営利性を確保します

同法の「これまで」と「これから」をまとめると次のようになります。

これまで 主務官庁に公益性を認められたものだけが法人格を取得
法人運営について、詳細な規定がなく主務官庁が立入検査を含め監督
法人設立・運営のため要件は、各主務官庁の裁量権に委ねられていた

これから 登記のみで法人格を取得可能
一般社団・財団法人のうち、認定法に定められた基準を満たしていると認められる法人は認定を受けて、公益社団・財団法人となる
認定の判断は、民間有識者で構成される、国の公益認定等委員会・都道府県の合議制の機関が実施

非営利法人制度に関する新たな法律が平成20年12月1日にスタートして1年が経ちました。正式には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」という長い名称の法律ですが、同法は「社団法人京都馬主協会」である本会にとっても大きくかわりのある法律です。

本会では10月18日の臨時会員総会で承認された「公益法人改革特別委員会(委員長に豊田智郎氏が就任)を立ち上げ、検討を重ねています。

今回は第1回目の報告です。同法施行へいたるまでの背景や、ポイントなどを、Q&Aでご紹介します。

こうした新制度施行により、行政が一般社団・財団法人の業務運営全体について監督することはありません。

Q3 本会も何か対策を講じないといけない？

A3 法施行日から5年間の間に、公益社団法人もしくは一般社会法人に移行しないと解散したものとみなされます

本会のような現行が「社団法人」である公益法人は、上記の法律施行日(平成20年12月1日)以後、「一般社団法人」として存続することになり、実質的には、現行の公益法人と変わりません。

しかし本会のような現行の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に公益社団法人への移行の認定を申請するか、一般社団法人への移行の認可を申請する必要があります。移行期間の満了の日までに移行が認められなかった公益法人や移行の申請をしなかった公益法人は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされてしまうのです。

Q4 移行措置についてもうすこし詳しく！

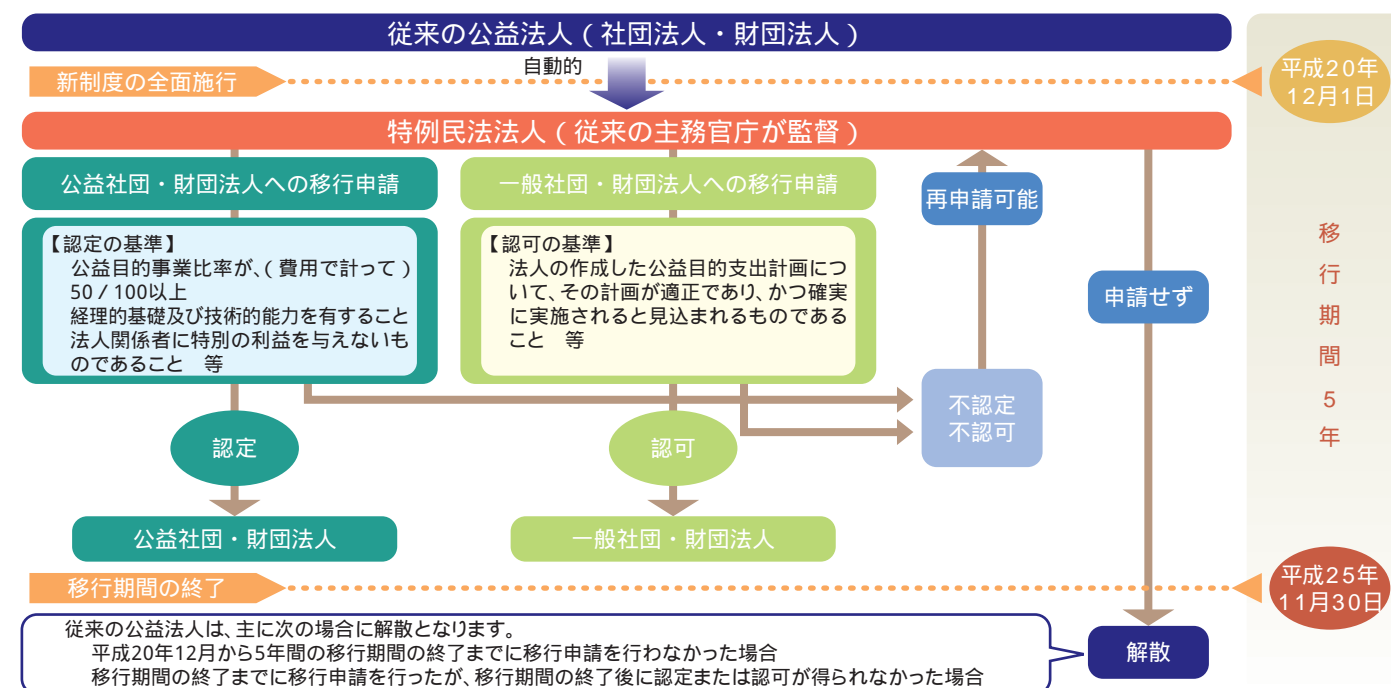
A4 図にまとめてみました

新制度における、従来の公益法人(新制度施行後は特例民法法人と呼ばれています)の選択肢について、右上の図のようにまとめました。

公益社団法人または一般社団法人のいずれかに移行するという選択肢があるのですが、公益社団法人へ移行するには、

- 財務状況が健全であること
- 事業を実施するための人材・設備が確保されていること
- 特別の利益を与える行為を行わないこと
- 収支相償であると見込まれること
- 公益目的事業比率が50%以上であると見込まれること
- 具体的な使途の定まっていない財産(遊休財産額)が制限を越えないこと

など、詳細な認定基準があります。



Q5 新制度で、本会が運営方法を見直す必要は？

A5 従来の運営方法を見直していく必要があります

新制度では、法人の内部統治(ガバナンス)に関するさまざまな事項が法律で定められており、従来の運営方法を見直していく必要があります。

変更点のポイントは次の通りです。

理事会・評議員・評議員会が法定の機関になります

従来の公益法人に置かれている理事会・評議員・評議員会は任意機関でしたが、新制度においては法定の機関となり、その権限や義務は法律に定められています。

一般社団法人には、次の5つの選択肢があります。公益社団法人となるためにはD、Eのどちらかなくてはなりません。

A	社員総会	理事			
B	社員総会	理事		監事	
C	社員総会	理事		監事	会計監査人
D	社員総会	理事	理事会	監事	
E	社員総会	理事	理事会	監事	会計監査人

理事会・評議員会には、理事・評議員本人の出席が必要です

新制度ではこれまで認められていた委任状等による代理出席が認められなくなります。また、定款変更等の特に重要な事項については評議員会における2/3以上の多数の議決が必要です。

社員総会の成立には総社員の議決権の過半数を有する社員の出席が必要です

定款の変更や解散の決議等、法人にとって特に重要な事項の決議については、総社員数の半数以上であって、総社員の議決権の2/3以上にあたる多数が必要となります。

評議員を理事・理事会が選ぶことはできなくなります

新制度においては評議員・評議員会は役員や理事会を監督する役割を担います。十分な監督責任を果たすため、理事や理事会が評議員を選ぶことはできなくなります。

Q6 税制については？

A6 「非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人」などの規程があります。

公益法人については、国税・地方税についても従来に増した優遇措置がとられるようになりますが、一般社団法人については、「非営利性が徹底された法人、共益的活動を目的とする法人」について収益事業についてのみ課税されるなどの規程があります。しかし上記以外の法人は、法人税法上、普通法人とみなされます。

この案件につきまして、本会は会員の皆さまに進捗状況等を改めて詳しくご案内いたしますが、現今、公益法人改革特別委員会(豊田智郎委員長)が中心となり、専門家の指導を仰ぎながらスムーズに措置を講じているところです。まずは、非営利法人に関する新制度の概略をご説明させていただき、さらなるご理解ご協力のほどお願いする次第です。